

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解（南房総市・水戸市）

【人員配置基準の見直しについて】

文部科学省・厚生労働省第1次回答

一時預かり事業（幼稚園型）においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設定している。

人材確保が困難となっていることへの対応としては、平成28年度以降、①有資格者（幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士資格保有者）割合の緩和（1/2以上⇒1/3以上）、②有資格者以外の職員として子育て支援員以外の多様な人材を配置可能とするなど大幅な緩和を図っているところであり、保育所・認定こども園や一時預かり事業（一般型）など関連制度・事業の職員配置基準と比較しても相当柔軟化された取扱いとなっている。

一方で、御提案の免許失効者等を有資格者として認めることについては、幼児教育・保育に関する専門的な知見を有する者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となることから、対応は困難である。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）の補助基準額は有資格者（常勤的非常勤の幼稚園教諭）を適切に配置できるよう設定しており、平成28年度以降、更に長時間・長期休業中の預かりをより手厚く行うことができるよう、毎年補助の充実を行ってきている。また、御指摘の人員配置基準は、あくまで一時預かり事業（幼稚園型）として国・都道府県の補助を受ける場合にのみ適用されるものである。

南房総市・水戸市見解

南房総市及び水戸市の一時預かり事業（幼稚園型）は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合（1/2以上⇒1/3以上）を緩和したとしても人材確保の解消には繋がらない。また、長期休業中や指導員の休暇などを考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を含める、更なる緩和をお願いしたい。

幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新をしていなくても、子育て支援員研修等の受講や十分な実務経験を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は図れると考える。また、一時預かり事業における保育と教育標準時間における幼児教育とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差異がある。必要な専門的知見はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。

そもそも本提案は、子ども・子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事

業を実施するに当たり、現行基準では人材の確保が難しく、事業の存続が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。

【免許更新対象者の追加について】

文部科学省・厚生労働省第1次回答

教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求めた制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されている（教育職員免許法及び免許状更新講習規則）。

このため、当該事業に従事することのみをもって、免許状更新講習の受講対象者とすることは困難である。しかし、当該事業に従事職員を教育職員として採用する場合、上記の現職教員に該当する。（更新講習を受講する義務が生じ、幼稚園の園長から受講対象者証明を取得し更新講習を受講しなければならない。）

また、過去に幼稚園に勤務した経験があることや、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となるため、具体的な状況について、別途、担当に御相談いただきたい。

南房総市・水戸市見解

配置基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であるとの回答に矛盾がある。

また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録されることなどにより、受講対象者となる」との指摘について、一時預かり事業に専従するニーズもある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改正し、専従希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。